

阿久比町污水適正処理構想

1 污水適正処理構想とは

トイレや台所などからの排水（＝污水）を処理する施設には、公共下水道、集落排水、コミュニティプラント、合併処理浄化槽などがあり、これらをまとめて「污水処理施設」といいます。

污水適正処理構想（以下「本構想」という。）は、污水処理施設の整備を効率的かつ効果的に進めていくために、それぞれの污水処理施設の特徴を生かした整備区域、整備目標などを決め、将来の污水処理施設整備の方針となるものです。

2 見直しの理由

本構想は、社会情勢の変化などを踏まえて策定しますが、年数の経過とともに污水処理施設の整備を取り巻く環境は変化していきますので、より現状に合った構想とする必要があります。

本町では、本構想を平成7年度に策定し、以降平成15年度、平成22年度及び平成27年度に見直しを行いました。

今回の見直しは、人口減少や少子高齢化など近年の社会情勢の変化を反映しつつ、污水処理人口普及率の更なる向上を目指すため、「投資効果の高い区域を優先的に整備する」、「合併処理浄化槽の整備状況を考慮した下水道計画区域の見直し」といった愛知県の示す方針に基づき、県内の全市町村が一斉に行うものです。

また、見直した結果は、愛知県の「全県域污水適正処理構想」に反映されます。

3 阿久比町の污水処理の現状

本町では、平成27年度に見直しを行った「阿久比町污水適正処理構想」（以下「前構想」という。）に基づいて、公共下水道及び合併処理浄化槽の整備を進めてきました。

現在、公共下水道は、本町を含め、半田市、知多市、東浦町及び武豊町の5市町を対象とした衣浦西部流域下水道の流域関連公共下水道として整備を進めています。

鋭意整備を進めた結果、本町における污水処理人口普及率は、令和2年度末で94.2%となり、愛知県が掲げる目標値『令和8年度末における污水処理人口普及率95%』を達成できる見込みとなりました。

4 見直しの方針

本町では、平成23年3月の「下水道事業検討委員会（以下「検討委員会」という。）」において、『市街化調整区域内の汚水処理については、合併処理浄化槽の設置を推進されたい。』と提言を受けました。これを踏まえて、前構想策定時に見直しの方針として決めました。

また、平成26年度までに工業専用地域を除く市街化区域における下水道整備を完了させ、市街化調整区域では合併処理浄化槽の推進を図り、汚水処理人口普及率の増加に努めてきました。

本町における汚水処理の整備は、検討委員会の提言が基本方針となっている一方で、前構想では都道府県構想策定マニュアルの定めに従い、市街化調整区域の中に下水道計画区域となっている区域がありました。

本構想は、前構想策定時の整備方針に沿うよう見直し、市街化調整区域のうち下水道計画区域となっている区域を個別処理区域とし、「市街化区域は、下水道」、「市街化調整区域は、合併処理浄化槽」で整備する内容へ変更しました。

5 見直し結果

本構想の見直し結果から、整備面積は以下の様になりました。

- ・ 流域関連公共下水道 575.2ha ⇒ 391.0ha
(184.2ha減少)
- ・ 個人設置の合併処理浄化槽 1,740.2ha ⇒ 1,924.4ha
(184.2ha増加)

6 今後の汚水処理

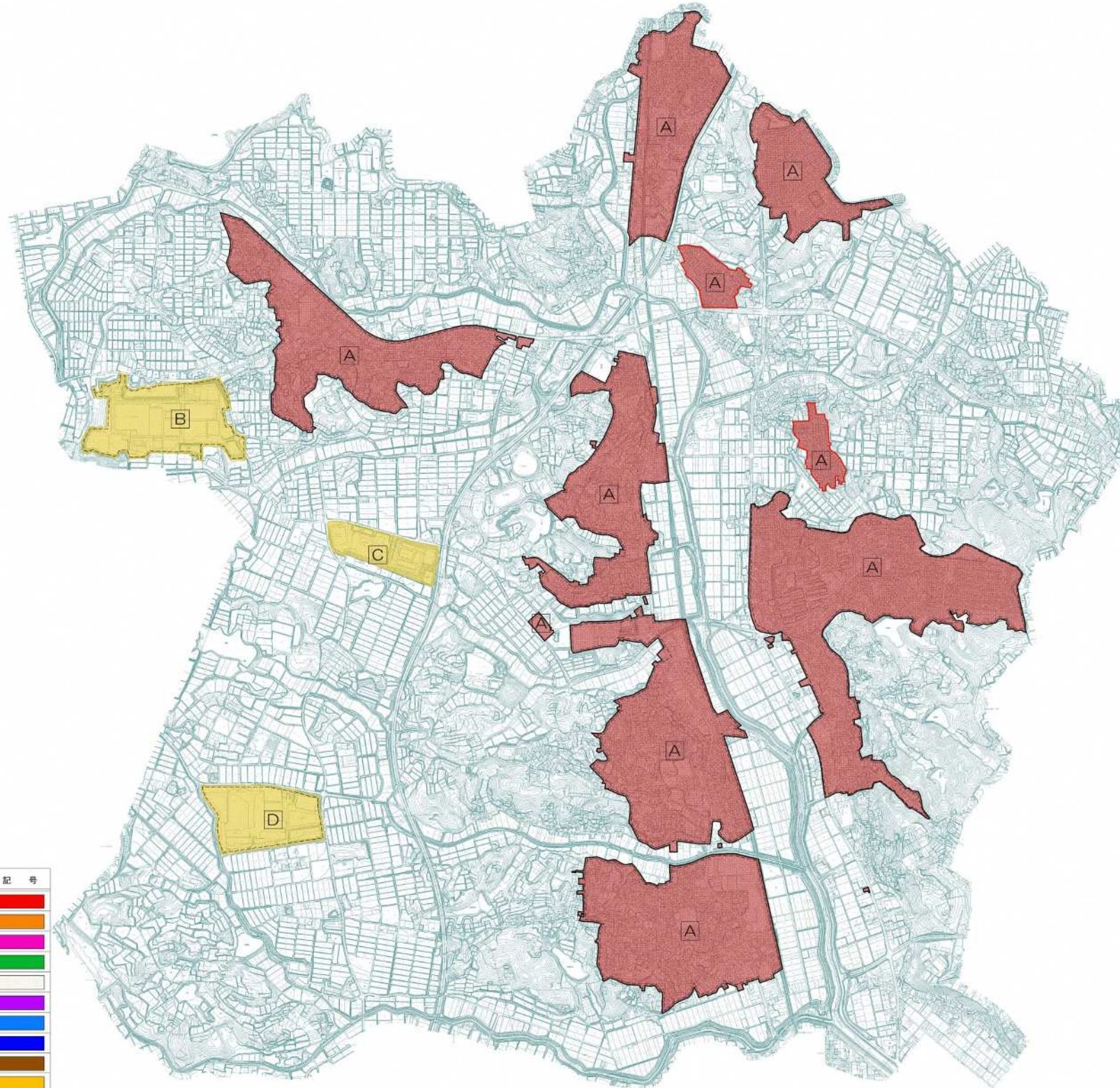
本町は、工業専用地域を除く市街化区域の下水道整備が完了しましたので、市街化調整区域における合併処理浄化槽整備の推進に関する取り組みをより一層行い、汚水処理人口普及率の向上に努めます。

なお、流域関連公共下水道への区域外流入についてもこれまでどおり、『阿久比町公共下水道処理区域外からの汚水の流入に関する取扱要綱』に基づき認めます。

今後も、効率的な汚水処理施設の整備を進めるため、社会情勢の変化に機動的に対応を図り、定期的な本構想の見直しを継続していきます。



阿 久 比 町 全 図



事業名	色	記号
流域関連公共下水道	赤	
単独公共下水道	橙	
流域関連特定環境保全公共下水道	桃	
単独特定環境保全公共下水道	緑	
特定公共下水道	横ドット	
農業集落排水	紫	
漁業集落排水	水色	
コミュニティ・プラント	青	
小規模集落排水処理施設	茶	
民間設置による集中浄化槽	黄色	
合併浄化槽(個別処理)	白	
既整備区域(～R2年度末)	黒枠	
区域外流入による整備予定区域	赤枠	
市街化区域	黒太線	

1:10,000

構 想 図 (最 終 目 標)